

株式会社 J R C

定 款

2021年 5月28日 変更

2023年 5月26日 変更

2023年 6月16日 変更

定 款

第1章 総則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社 J R C と称し、英文では、JRC Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種ローラー及びコンベヤ全般、荷役、運搬機器の製造販売、並びに設備の設計、施工、保守・メンテナンス
- (2) コンベヤの運転管理
- (3) 荷役・運搬機器の運用に関するコンサルティング
- (4) 鉄骨、製鉄工事等の設計、施工
- (5) 機械、工具、工作機器その他機材、機器類の販売
- (6) 産業用ロボットのシステムインテグレーション
- (7) 自動制御装置の設計、製造、販売、施工、保守・メンテナンス
- (8) 省人、自動化設備の設計、製造、販売、施工、保守・メンテナンス
- (9) I o T を活用したスマート工場に関するコンサルティング
- (10) 各種ローラー及びコンベヤに関する部品・部材の製造販売並びに加工
- (11) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関構成)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告することができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受けける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
 3. 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

- 第14条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以下、監査等委員である取締役は5名以下とする。

(取締役の選任の方法)

第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行うものとし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期満了までに退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。

(補欠監査等委員の予選の効力)

第22条 補欠監査等委員の予選の効力は、当該選任後2年以内に終了する事業年度の

うち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び社長)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役1名以上を選定する。

2. 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。
3. 取締役会は、代表取締役の中から社長を選定する。ただし、代表取締役が1名の場合は、当該代表取締役が社長となる。

(役付取締役)

第24条 前条のほか、取締役会決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

2. 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わる能够のものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除及び責任限定)

第31条 当会社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定

める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第36条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月末日を基準日として中間配当をすることができる。
3. 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

付 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第32期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第2条 第32期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(電子提供措置等)

第3条 変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日をもって効力を生ずるものとし、その効力の発生日をもって本条を削除する。